

第 32 回民間資金等活用事業推進委員会総合部会（概要）

日 時：平成 25 年 5 月 13 日（月）13:00～15:00

会 場：中央合同庁舎第 4 号館 12 階全省庁共用第 1214 特別会議室

出席者：宮本部会長、伊藤委員、小林委員、佐藤委員、柳川委員、赤羽専門委員、石田専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、土屋専門委員、野元専門委員

事務局：國松企画官、児玉補佐

議事概要：

○ 事務局より、資料 1、2、3、4、5-1、5-2、6-1、6-2 に基づき、ガイドライン（案）について説明。委員からの主要な意見は下記のとおり。

1. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）について

- ・（H 専門委員） 資料 4 P 36 の 2.（5）解約時の補償について、実施契約によりあらかじめ定められていれば、エクイティリターンを返すとかデットの調達部分で補償金額を確定するというのも可能であるということによいか。
→ 然り。契約に規定すれば可。
- ・（H 専門委員） 資料 4 P. 38 の 2.（2）①イの運営事業終了時の管理者等による買取りについて、管理者等からの支払いを可能とする場合には、あらかじめ債務負担行為や予算措置等を設定しておく必要があるのか。
→ 合意することができれば、あらかじめ設定しなくても可能と考えられる。
- ・（H 専門委員） 資料 4 P. 29 の 2-2（4）②の増改築については、住所に変更のない増改築は可能ということか。
→ 個別法を参考にしながら、住所の変更を生じないような登録をしておけば問題はない。
- ・（H 専門委員） 資料 4 P. 25 の 2.（4）③の複数施設への一の運営権の設定について、物理的に離れている別個の施設については運営権を別々に設定してくれということか。また、同じ機能の複数施設を一の運営権で運営することも、別個の施設に設定した運営権を一の実施契約で運営することも可能であるということか。
→ 複数であっても一の運営権を設定することは可能だと考える。別個の運営権を設定した場合であっても、同一の施設であれば通念上、一の運営権は設定可能という観点から、なお書き部分については、別個の運営権を設定した場合でも実施契約により一体的な運営が可能であるという趣旨であり、御理解のとおり。
- ・（H 専門委員） 資料 4 P. 21 の 2-4.（1）の費用以外の金銭の負担に係る実施方針及び実施契約への規定並びに公表について、契約締結後に公表するということが良いのか。
→ 然り。

- ・(J 専門委員) 資料4 P. 36の2.(5)の段落下げをきちんと行うこと。
- ・(N 専門委員) 資料4 P. 13の2.(2)における「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合については」という表現が理解できない。競争を許さない場合に「競争的」対話を推奨するのか。一般競争入札が馴染まない場合に競争性のある随意契約を行うことができると判断するための根拠となる解釈を加えてほしい。
 - 御指摘の点は現行の会計法の規定から随意契約を行う場合を引用しているが、注釈を加える。
- (K 専門委員) 運営権対価に賃貸借料は含まれており賃貸借契約に賃貸借料の規定は不要とのことだが、賃貸借は有償が基本。賃貸借料を明記する必要はないのか。
- (H 専門委員) 賃貸借は有償が基本。また、賃貸借と整理すると、運営権の複数年償却ができなくなるのではないかと懸念もある。無償であれば、民間事業者からすると、賃貸借権よりも弱い権利との印象が否めないが、使用貸借権を権原とすることもできる。運営権自体に第三者への賃貸権原がないのは理解した。
- (K 専門委員) 何か無いと転賃の権原がないのはわかった。
 - 運営事業の一環なので、賃貸借料相当部分も運営権対価に含まれていると考えている。
- (J 専門委員) 前回部会において実施契約の中に規定すればいいという回答ではなかったか。
 - 一本の契約で差し支えないが、構成要素として実施契約部分と賃貸借系空く部分がある。
 - (宮本委員長) 事務局はもう一度整理するように。
- ・(O 専門委員) 資料4 P. 13の2.(2)における「要求水準を特定することが困難であり」という表現は自治体の感覚からするとずれている。要求水準は自治体が作成するものであり、「特定できない場合」という表現に違和感がある。
 - 資料4 P. 13の2.(1) マーケットサウンディングについて。通常自治体は要求水準書を作る場合にマーケットサウンディングを行うが、選定方法決定時にはマーケットサウンディングを行わない。
- (I 専門委員) 要求水準をプロセスを通して柔軟に変えていきたいという趣旨ではないのか。資料4 P. 13~15がわかりにくい。どんな時に各種対応をするのかのフローチャートを加えてほしい。
- (B 委員) 資料4 P. 13の書きぶりからは競争性のある随意契約の適切かつ効果的な活用方法が伝わらない。「随契のメリットが生かされるものにはそれを使うのが適切」等の表現が必要。
 - 要求水準に関する大幅な変更を前提とした場合を想定している。
 - 記載方法について検討する。マーケットサウンディングについては実施方針前に行うことを想定している。

(B委員) 民間提案を引き出したいという意図のもとで、競争性のある随契のメリットが活かされる場合では競争性のある随契が、それ以外の場合では総合評価一般方式が適切であるという旨を明確に書いてほしい。

- ・(O専門委員) 独立採算型をベースにすると管理者等からの支払いがなくなり、要求水準のクオリティ担保が難しくなる。資料4 P. 27の10の2.(3)における違約金の部分について、要求水準とリンクさせる形にしてほしい。
- ・(J専門委員) 資料4 P. 26の2.(5)において「指定管理者の指定の議決が・・・、運営権の意見に係る議論も含めて一体として扱われる」とあるが、一体性を強調するために「一体として扱われるべき」という書きぶりにしてほしい。
- ・(I専門委員) ガイドラインの形式は本当にこのままでいくのか。例えば表題の「留意事項」の下に更に「留意事項」が記載される等「留意事項」が目につきすぎる。他のガイドラインとあまりにも違い過ぎる。今後、これを第一版としてリリースしてしまうと、次の改定もこの骨格を前提として進んでしまうのではないか。
→ 今後の修正については、事例の蓄積を待って変えていきたいと思っている。今は運営事業のキックオフの土台となるものをまず公表することが重要だと思う。リバイスを大いにやっていきたい。

2. PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(案)について

- ・(宮本部会長) 先ほどの選定プロセスに関するご指摘事項については修正する前提でご意見をお願いしたい。
- ・(O専門委員) 競争的対話のプロセスについて。事業者選定時に自治体は審査委員会で審査を行い、そこで出た指摘事項については審査講評という形で出す。通常、審査講評はあまり守られない。これについて、競争的対話のプロセスによって提案段階で予め審査講評事項を組み込む提案を出してもらうように対話を活用するのが望ましいと思っている。
→ (宮本部会長) 最初の提案時に対話は可能。
- ・(H専門委員) 地方公共団体は、競争的対話を提案書のブラッシュアップや提案審査時に講評される指摘事項を提案段階であらかじめ盛り込んでもらうために活用するイメージ。フローチャート上では要求水準書の段階のみの対話が記載されているが、技術提案制度と同様、提案書の審査後に対話が使えないのか。記載していないだけか。
→ 審査後に対話を行っても構わない。
→ (宮本部会長) ここに「競争的対話」が登場すること自体に意味がある。事務局には、読み手が混乱しないように記載を工夫してもらいたい。
- ・(I専門委員) 関係省庁申し合わせの選定方法ではなく欧州の競争的対話を想定しているということではどうか。資料5-2 P. 33の(13)と(14)を統合してほしい。
→ 欧州の競争的対話を想定している。その点については、P. 26, 28に記載済。

3. 契約に関するガイドライン - P F I 事業契約における留意事項について - (案)

- ・(H専門委員) プロセスに関するガイドラインは読みやすい。一方、契約に関するガイドラインは、これまで一度も改定されておらず、株式譲渡中心に改定している。運営権に関するガイドライン上に記載している項目の中で「株式の譲渡」だけが反映されている点が少しアンバランスだなど。
 - 株式の譲渡については平成22年から指摘を受けていた部分で積み残しに対応するもの。

(H専門委員) 運営権を前提とした記載もあるので若干読みづらい。事業のタイプ毎にまとめて記載したほうがいいのではないか。

4. その他

(宮本部長) 運営権及びプロセスに関するガイドラインに関する表現修正、指摘事項については事務局から各委員に照会して取りまとめをお願いしたい。契約に関するガイドラインについては内容の指摘事項はなかったので、説明書きを加える点について事務局をお願いしたい。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室
TEL. 03-3581-1810